

繊維製品の防水性試験方法

(追補 1)

解 説

訂 正 票

位置	誤	正
3	繊維製品品質表示規程では、はっ水表示のための洗濯試験としてこの規格に規定するはっ水試験を規定しており、この試験の前処理方法として JIS L 0217 の付表 1 [記号別の試験方法－洗い方 (水洗い)] の記号番号 103 に規定する方法を規定している。しかし、委員会審議の過程で、今回の改正である JIS L 0217 の記号 103 の JIS L 1930 (繊維製品の家庭洗濯試験方法) に規定する C4M への置き換えは、従来より弱い洗濯条件を指定することとなる。このため、製品の洗濯時にはっ水加工剤の洗濯耐久性に問題が出るのではないかとこの意見があった。しかし、家庭用洗濯機の仕様は毎年のように変わっており、現状では、C4M より強い洗濯条件である C4N に相当する洗濯機械力が出せる機種はないと考えられる。また、一般家庭においても現状の家庭洗濯では記号番号 103 の洗濯条件よりも弱い条件で洗っていると推測される。そのため、事実上耐久性の問題は発生しないと思われる。ただし、はっ水表示を行う表示者は、以上の点を留意して洗濯試験を行うのがよい。	繊維製品品質表示規程では、はっ水表示のための洗濯試験としてこの規格に規定するはっ水度試験を規定しており、この試験の前処理方法として JIS L 0217 の付表 1 [記号別の試験方法－洗い方 (水洗い)] の記号番号 103 に規定する方法を規定している。しかし、委員会審議の過程で、洗濯記号番号の 103 を同じ洗濯機械力に相当する C4M の洗濯方法へ置き換えるのでは、はっ水表示がある製品の洗濯表示に C4N の洗濯処理の記号が付いていた場合に、製品の洗濯の際に加工の耐久性に問題が出ないか、との意見があった。これに対し、日本の洗濯機事情を考慮すると、現状の家庭用洗濯機では C4N に相当するより強い洗濯機械力を出せる機種はほとんどないと考えられる。また、前処理洗濯を C4M より厳しい C4N とした場合には、はっ水加工のレベルを上げないと旧規格の 103 法による試験結果と同等の級数が得られなくなり、現実的ではない。そのため、表示規程に引用されるこの規格の前処理洗濯条件は、試験方法は異なるが、同じ試験結果が得られる洗濯条件である C4M とすることとした。ただし、はっ水を表示する表示者はこの改正内容を理解し、製品の洗濯表示が規定の処理方法より厳しい場合には、より適切な前処理条件を検討すべきである。

訂正票とは、規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

令和 2 年 3 月 15 日作成